

平 成 2 2 年 度

橋本市財政援助団体等監査結果報告書

橋 本 市 監 査 委 員

平成22年度橋本市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体・部課

- ・社会福祉法人 子どもの家福祉会
- ・健康福祉部 保健福祉センター・幼保一元化整備室
- ・健康福祉部 こども課

3 公の施設の管理運営に関する協定等

- (1) 協定の名称 橋本市立高野口こども園の管理運営に関する協定
- (2) 平成21年度指定管理料 91,209,380円
- (3) 施設名 橋本市立高野口こども園
- (4) 協定の目的 橋本市立高野口こども園の管理及び運営に関する業務を橋本市立こども園条例第11条の規定により指定管理者に指定されたものに行わせる。
- (5) 高野口こども園児童送迎タクシー同乗業務
社会福祉法人子どもの家福祉会に業務委託
委託料 252,000円
- (6) 高野口こども園児童送迎事業
大阪第一交通株式会社に業務委託 委託料 2,275,200円

4 監査の期間

平成22年12月20日から平成23年2月10日まで

* 平成23年1月17日にヒヤリングを実施した。

5 監査の範囲

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について

6 監査の方法

監査の実施に当たっては、所管課及び監査対象団体に橋本市立高野口こども園の管理運営に関する協定書、平成21年度決算書、出納関係帳簿、定款、

管理規程、運営規程、経理規程、認定こども園管理業務実施報告書等の監査関係書類の提出を求め、その内容を審査、確認すると共に、関係職員等より業務の実施状況等の説明を聴取した。協定書どおりに業務が行われているか、当該指定管理料がその目的に従って適正に使用されているかなど、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかについて主眼をおいて監査を実施した。平成21年度を対象とし一部平成22年度も実施した。

第2 事業の概要

1 概況

橋本市はこれからの時代に合った新たな乳幼児施設「認定こども園」の配置計画に基づき、その第1番目の施設とし和歌山県の認定を受け平成21年4月1日に「認定こども園高野口こども園」を開園した。「認定こども園」は、保育園・幼稚園の双方の良さを取り入れ、0歳から就学前までのこどもの成長と発達を見据えて一貫した幼児教育・保育を提供し、次代を担うこどもたちを心豊かに逞しく育てていくとともに、地域の子育ての力の向上を図ることを目的とした施設である。高野口こども園は、保育に欠けないこどもも保育し、幼稚園的な機能を備えた保育所型のこども園で、県下で4番目に設置された「認定こども園」である。

社会福祉法人子どもの家福祉会が平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、橋本市から「認定こども園高野口こども園」の指定管理者の指定を受け、次の業務を行っている。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第2号及び第3号に関すること。
- (2) 預かり保育に関すること
- (3) その他、市長が必要と認める事業

2 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人子どもの家福祉会

社会福祉法人子どもの家福祉会は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援するために第二種社会福祉事業の保育所の経営をすることを目的として設立された。

- (2) 所在地 兵庫県加古川市別府町中島町7番地
- (3) 代表者 理事長 赤西 雅之

(4) 法人認可年月日 昭和41年10月27日(548号)

(5) 施設運営概要

播磨灘保育園	定員150人	昭和41年11月1日	認可
野の花保育園	定員60人	平成15年4月1日	認可
加古のうみ保育園	定員200人	平成16年4月1日	認可
加古川保育園	定員110人	平成18年4月1日	認可
本山北町あすの保育園	定員120人	平成18年4月1日	認可
高野口こども園	定員196人	平成21年4月1日	橋本市 指定管理

3 指定管理の実施について

(1) 指定管理者の指定根拠法令等

- ・地方自治法第244条の2第3項
- ・橋本市立こども園条例第11条

(2) 協定締結日 平成20年11月25日

(3) 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 指定管理料

各年度130,605,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税は非課税とする。)を上限として、年度ごとに国の定める保育単価により算出した額に、障がい児保育及び子育て支援事業等に係る市が定める基準額を加えた額とする。平成21年度は91,209,380円である。

(5) 平成21年度指定管理料支払日及び支払額

平成21年6月15日	11,950,990円	
平成21年6月15日	6,062,790円	
平成21年6月25日	49,930円	
平成21年8月14日	6,926,500円	
平成21年8月25日	6,008,110円	
平成21年9月25日	6,450,950円	
平成21年10月23日	6,693,050円	
平成21年12月4日	6,796,730円	
平成21年12月15日	6,673,950円	
平成22年1月25日	6,734,602円	
平成22年3月5日	5,693,018円	
平成22年3月15日	6,649,760円	
平成22年4月13日	△21,000円	戻入
平成22年5月25日	14,540,000円	
合計額	91,209,380円	

(6) 平成21年度高野口こども園児童送迎事業委託料支払日及び支払額

平成21年5月25日	201,600円
平成21年6月15日	182,400円
平成21年7月24日	216,000円
平成21年8月25日	211,200円
平成21年9月25日	201,600円
平成21年10月15日	182,400円
平成21年11月25日	144,000円
平成21年12月25日	177,600円
平成22年2月5日	182,400円
平成22年3月5日	182,400円
平成22年3月25日	182,400円
平成22年4月15日	211,200円
合計額	2,275,200円

(7) 平成21年度高野口こども園児童送迎タクシー同乗業務委託料支払日及び支払額

平成21年12月25日	252,000円 (21,000円×12ヶ月)
-------------	----------------------------

(8) 平成21年度認定こども園管理業務実施報告日 平成22年4月20日

4 高野口こども園指定管理者選定経過

- ・平成19年9月28日 橋本市立こども園条例施行
- ・平成19年11月1日～平成19年11月15日
高野口こども園指定管理者募集要項等の配布
- ・平成19年11月16日 高野口こども園指定管理者募集説明会
- ・平成19年11月26日～平成19年11月30日
高野口こども園指定管理者申請受付(4法人が応募)
- ・平成20年1月25日 第1回高野口こども園指定管理者選定委員会(書類
審査等)
- ・平成20年2月10日 第2回高野口こども園指定管理者選定委員会
(応募法人によるプレゼンテーション、採点)
- ・平成20年3月27日 3月市議会定例会において「公の施設の指定
管理者の指定について」が可決

- ・平成20年3月31日 社会福祉法人子どもの家福祉会を高野口こども園指定管理者として指定
- ・平成20年4月3日 高野口こども園指定管理者指定の告示

5 職員数及び児童数

(1) 職員数

① 職員の配置基準

(単位；人)

園児の数の数 保育士1名に 対しての	長 時 間 児	0歳	3	橋本市基準 (国基準は6人)
		1歳	4	
		2歳	6	
		3歳	20	
		4歳	30	
		5歳	30	
	短 時 間 児	3歳	35	橋本市は長時間児に準じて配置
		4歳	35	
		5歳	35	

② 高野口こども園職員配置状況

平成22年3月1日現在 (単位；人)

区分	長 時 間 児		短 時 間 児		その他配置職員		職員数 合 計
	児童数	職員数	児童数	職員数			
0歳	6	2			園 長	1	
1歳	12	3			障がい児保育加配	4	
2歳	17	3			保育士		
3歳	34	2			子育て支援センタ	2	
4歳	29	1	10	2	ー		
5歳	18	1	10		調理員等	4	
計	116	12	20	2		11	25

(2) 児童数

クラス配置及び開設日数・延べ利用児童数

定員 196名(長時間児 136名、短時間児 60名)

平成 22 年 3 月 1 日現在 (単位 ; 人)

クラス名	年齢	人 数		開設日数	延べ児童数	
		長時間児	短時間児		長時間児	短時間児
ありんこ	0歳	6		長時間児 289日	68	
ねんねこ	1歳	12			120	
かきのこ	2歳	17			207	
かわのこ	3歳	34		短時間児 199日	397	
すぎのこ	4歳	29	10		347	120
りゅうのこ	5歳	18	10		219	119
計		116	20		1,358	239

6 収支状況(資金収支計算書)

平成 21 年度の高野口こども園指定管理における収支状況は次表とおりである。

(単位 ; 円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
利用料収入	0	人件費支出	62,250,709
運営費収入	76,690,380	事務費支出	2,844,613
私的契約利用料収入	2,493,436	事業費支出	13,894,299
経常経費補助金収入	14,792,000	借入金利息支出	0
寄付金収入	0	経理区分間繰入金支出	5,360,000
雑収入	148,000	小 計	84,349,621
借入金利息補助金収入	0	積立預金積立支出	9,000,000
受取利息配当金収入	0	当期末支払資金残高	774,195
経理区分間繰入金収入	0		
合 計	94,123,816	合 計	94,123,816

第 3 監査の結果

監査対象ごとの監査結果は、次のとおりである。

1 健康福祉部 こども課

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、次の事項については改善、検討を要するものとして指摘した。

- (1) 橋本市立高野口こども園の管理運営に関する協定書第14条、管理業務の評価、指導において改善が必要な場合は改善指導書により指導を行うこととなっているが、現状は口頭により行っている。口頭では正確に相手方に改善指導の内容、趣旨が伝わりにくく、また記録としても残らない。改善指導は文書による的確な指示に努め、指示内容を正確に指定管理者に伝達すること、指示の記録を残して後の改善の確認をすることが必要である。橋本市指定管理者制度モニタリング実施マニュアルに改善指示書として様式も示されているので参考とし、今後は文書による指示を原則として徹底されたい。
- (2) 平成21年度8月分保育所運営費の短時間児分(444,200円)の支払いがなされていない。指定管理者の事務担当者が8月は短時間児の夏休み期間になり、日々登園していないので(別途3日間短時間児登園日あり)請求できないものと勘違いして、8月分の運営費の請求を市に対して行わなかった事によるものである。

改めて8月分の運営費の請求をしないことに指定管理者も了承しているとは言えるものの、しかし、短時間児は引き続いて8月にもこども園に在籍しており、当該保育担当職員も2名雇用されていること、平成22年度8月分は請求があり支払いがなされていることから、市としては当然に支払わなければならないものとするので検討をされたい。

2 社会福祉法人 子どもの家福祉会

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、次の事項については改善、検討を要するものとして指摘した。

- (1) 橋本市立高野口こども園の管理運営に関する協定書の管理業務仕様書の3管理の基準及び業務の範囲等の(8)安全管理に関する事項の①健康・衛生管理において、健康状態の管理、健康診断、疾病等への対応、感染症対策、施設の衛生管理等の保健衛生に関するマニュアルを作成した上、市に報告が義務付けられているところであるが、現在のところ本件マニュアルは未整備であることから早急に作成の上、市に報告をされたい。
- (2) 高野口こども園運営規程の第4章第11条に記載の定員が、認可された定員と4名の相違があった。今回の監査に伴う質問により判明し、こども課から文書による指示がなされ、196名に既に訂正がされたものの、指定管理者の高野口こども園運営の基本となるべき運営規程の定員が、開園後一年以上も認可された定員と違っていたことは遺憾であるので、規程の整備については十分留意されたい。